

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
佐用町	仁方地区(仁方集落)	令和5年3月	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	ha	
①人・農地プランの耕地面積	18.68 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.14 ha	81.1 %
③地区内における75才未満の農業者の耕作面積の合計	9.91 ha	53.1 %
④地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.23 ha	28.0 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	1.63 ha	8.7 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	1.71 ha	9.2 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.89 ha	10.1 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	3.53 ha	18.9 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.68 ha	3.6 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) 住宅地介在農地及び山裾の在来田等は除外している。		

注1: ④⑤の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・アンケート結果では、全世代を通して後継者が不明、未定の農地が13.2ha(区域面積の70%)であるが、大半の農地(9.3ha)を担い手が耕作している。今後、自作希望者が万一離農したときに備え、耕作者を検討する必要がある。
- ・現状としては、認定農業者2名と数名の農家が耕作しているが、農作業の効率化・省力化を図るため、集約化を検討する必要がある。
- ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・中心となる経営体としては、2名の認定農業者と耕作を継続する意向の強い農業者が存在しているが、アンケート結果によると貸出希望も多くあり、将来にわたり守るべき農地を、中心となる経営体を核として守っていくため、今後も地域内で協議を重ね、農地の有効活用を図る。また、将来を見越し新規就農希望者の受入れも検討していく。
- ・中心となる経営体については、土地利用型農業で水稻、大豆等を中心とした作付けを行う。
また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。
- ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。
- ・環境にも配慮した農業を集落として進めるため、担い手も交えて低農薬、低化学肥料の取り組みについて検討を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年12月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・大豆	8.14 ha	水稲・大豆	8.50 ha	
認農	B	水稲・大豆	1.18 ha	水稲・大豆	1.50 ha	
その他	C	水稲	0.96 ha	水稲・大豆	0.96 ha	
計	3経営体		10.28 ha		10.96 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、106筆117,031㎡となっている。 作業の効率化と省力化を図るため、定期的な話し合いを行い集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体への将来の経営農地の集約化と、中心経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができること勘察し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含めて集落全体で検討していく。 また、当面は耕作を希望する所有者にあっては、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で検討を進めていく。</p>
<p>●新規就農希望者等の受入れ方針 今後、当地区内で就農希望がある場合は、就農希望者と面談を重ねつつ、地区内の熟知した農業者や耕作している担い手がサポートするなど、地区一体となって就農がしやすい体制整備を図る。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>